

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01275

研究課題名（和文）障害を有する者の再犯防止に向けた入口支援と社会内処遇のありかたに対する検討

研究課題名（英文）The study of support and treatment within society for the prevention of recidivism among persons with disabilities.

研究代表者

平野 美紀（Hirano, Miki）

香川大学・法学部・教授

研究者番号：70432771

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：法務省の様々な施策にもかかわらず再犯者率が高止まりしているのは、犯罪行為に至る背景の障害や依存症、本人の抱える生きづらさではなく、行為責任に着目する刑事司法の仕組みに起因する。再犯を防止するためには、行為責任だけではなく、行為の背景にある本人のニーズについて、福祉を中心とした多方面から検討し、多機関の連携によって必要な手立てをする必要がある。また、刑務所への再入所率の高さも、一時的とはいえ社会内での生活が中断したうえ、施設内処遇が社会内の生活とかけ離れていて共生社会の中での生活には直結しないことにある。拘禁刑の導入に伴い、社会内での通常の生活に資する生活を、矯正処遇の中に取り入れる必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

犯罪認知件数が減少し続けてもなお、安全安心なまちづくりは、社会の根幹をなす大きな課題である。再犯者率が高止まりしており、さらに刑務所再入所率も依然として高いままである現状について、まず、犯罪行為に至る本人障害だけではなく生活上の課題を抱えており、社会復帰のためには本人の問題点を多機関で連携すること、その際には施設内処遇は社会復帰に向けての処遇として限界があり、施設収容しないという選択肢も必要であることを検討した。後者については、刑務所に収容しないオランダの刑罰制度（社会奉仕命令）の研究も行った。そして最終的には、社会一般がどのように再犯者を受容していくのかが大きな課題となることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The fact that the recidivism rate remains high despite various measures taken by the Ministry of Justice is due to the criminal justice system, which focuses on the responsibility for the act, rather than the disorder or addiction that led to the criminal act or the difficulties in life faced by the individual. To prevent reoffending, it is necessary to examine the needs of the person behind the offence, not only the responsibility for the offence, from multiple perspectives, mainly welfare, and to take the necessary steps through multi-disciplinary cooperation. The high rate of re-entry into prisons is also due to the fact that life within society is interrupted, albeit temporarily, and that institutional treatment is so far removed from life within society that it does not directly lead to individuals' normal life in sustainable and communal society. To introduce the new sanctioning system in 2025, correctional treatment should be changed in many ways to be conducive to life.

研究分野：刑事法

キーワード：再犯防止 社会復帰 社会奉仕命令 オランダ 施設内処遇 更生保護 入口支援 医療観察法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国における検挙人員は年々下降を続けているものの、再犯者率の高さが課題であった(「再犯者率」とは検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいい、「再犯者」とは、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。) 犯罪対策閣僚会議では、2012年7月に「再犯防止に向けた総合対策」として、出所後2年以内に再び入所する人を10年間で20%減少させることが数値目標として掲げられ、矯正施設内では、2006年の刑事収容施設法で新たに導入された改善指導のうち、特別改善指導を充実させてきた。特に高齢者のほか障害を有する者の再犯防止は、きわめて重要であり、出所後に再犯に至る主たる要因は、無職であることと帰住先がないことも要因であるとされ、つまり再犯防止には「居場所と出番」づくりが重要であるとの指摘がなされるようになってきた。そして、新たに地域生活定着支援センターが、福祉視点を取り入れながら、高齢者や障害を有する者の出口支援に大きな役割を果たすようになっていた。

2. 研究の目的

本研究は、社会内における再犯防止の施策に資する研究を行うことが目的である。具体的には、高齢者や障害を有する者に着目したうえで、刑務所から出る場面での「出口支援」と、そもそも刑務所に入れずに社会内で福祉につなぐ仕組み(いわゆる「入口支援」)の2つの仕組み、またそれぞれ出口支援のあとの出所後と入口支援後、つまり、社会内での処遇について、効果的な試みを検討すること、2つの仕組みの現状と課題を検討するにあたり、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法」(以下、「医療観察法」という。)をもとにした制度による職種連携による社会復帰支援制度と比較検討が適していると思われたため、医療観察法制度における出口支援と入口支援の選択肢とその効果的な方策もあわせて検討し、オランダ等他国の制度として、自由刑を科すことなく社会内で刑罰を科す制度等について検討することである。

3. 研究の方法

本研究では、まず、社会的な配慮の必要な者として障害を有する者の入口支援の現状を検討するため、わが国における社会内処遇の現在の選択肢について検討した。各地の地域生活定着支援センターが、従来の出口支援に加えて、検察庁等との連携に

より入口支援も行うようになったため、特に、香川県内と四国の状況、さらに成功事例としての長崎県の地域定着支援センターを訪問し、その実態と課題について検討した。また、並行して、入口支援や出口支援と比較検討するため、触法精神障害者に関して医療観察法のもとでの多職種連携や地域内での処遇に移行する際の困難さについて、検討した。四国内には医療観察法病棟がないので、中国地方及び一番新しく開棟した北海道の医療観察法病棟を訪問調査し、退院までの処遇を検討し、退院に支障をきたす原因や社会内で行う通院処遇の在り方について検討した。さらに、社会内処遇の新しい選択肢を検討するため、オランダにおける、施設内処遇を伴わない「刑罰としての社会内処遇」制度について、刑罰である社会奉仕命令とその現状、さらに比較対象として、精神障害犯罪者処遇施設や刑務所等の現状と課題について、現地を訪問し、資料収集や研究者と実務家へのインタビューを行った。

4．研究成果

犯罪認知件数が減少し続けてもなお、安全安心なまちづくりは、社会の根幹をなす大きな課題である。再犯者率が高止まりしており、さらに刑務所再入所率も依然として高いままである現状には、まず、犯罪行為に至る原因は、高齢や障害だけではなく生活上の課題を抱えていることが原因であり、本人の問題点を多機関で連携した出口支援を充実させることが重要であり、その際には情報共有という大きな課題がまだ残ること、また、刑務所での処遇に、生活のスキルを学ぶ場面を取り入れるためには、刑事施設内での処遇には作業だけではなく、社会生活を念頭におき、社会に出てから通用するような生活態度を身につけさせることが重要であるということ、しかしながら、規律と秩序を重視する施設内の矯正処遇には限界があり、特に薬物事犯等では施設内処遇は社会復帰に向けての処遇として限界が大きいとため、施設収容しないという選択肢も必要であることをということが明らかになったといえる。後者については、刑務所に収容しないオランダの刑罰制度（社会奉仕命令）も大きな参考になる。

そして、刑事司法全体として、捜査段階から、本人の行為責任以外に、本人の資質やニーズについて福祉的な視点を含む多角的な視点を取り入れる必要があり、刑罰という視点以外からも再犯防止に資する処遇を行う必要がある。

そして最終的には、社会一般がどのように再犯者を受容していくのかが大きな課題となることを明らかにした。2016年12月施行の再犯防止推進法に続き、2017年12月の再犯防止推進計画では地方自治体の再犯防止の責務も謳われていることから、自治体は手をこまねくのではなく、積極的に再犯防止に資する政策を進めるべきと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 平野美紀	4. 巻 258
2. 論文標題 医療観察法による鑑定入院命令に対する取消請求	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト医事判例百選第3版	6. 最初と最後の頁 220-221
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 平野美紀	4. 巻 11号
2. 論文標題 全国初！？大学生と出所者との「居場所と出番づくり」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 104-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平野美紀	4. 巻 60(2)
2. 論文標題 再犯防止に向けた地域での試み：大学生と出所者との「居場所と出番」づくり	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 72-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Miki Hirano	4. 巻 41(3・4)
2. 論文標題 Violence against women and the preventative measures from a legal viewpoint in Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 181,196
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 梁瀬まや、宮本悦子、平野美紀	4. 巻 18(1)
2. 論文標題 精神鑑定医からみたオランダ司法精神医療	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 司法精神医学	6. 最初と最後の頁 80-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 平野美紀ほか
2. 発表標題 刑事司法と精神医療
3. 学会等名 第100回日本刑法学会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 梁瀬まや・宮本悦子・平野美紀
2. 発表標題 精神鑑定医からみたオランダ司法精神医療－ オランダ司法精神医療視察報告 －
3. 学会等名 第18回日本司法精神医学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 平野美紀ほか
2. 発表標題 児童虐待の現状と対策：コロナ禍での再考
3. 学会等名 法と精神医療学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 平野美紀
2. 発表標題 高齢・障害を有する出所者の地域での受容：包括的な社会を目指す学生の再犯防止活動
3. 学会等名 第19回日本司法精神医学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 平野美紀
2. 発表標題 再犯防止対策に求められていることを改めて考えてみる
3. 学会等名 令和4年度再犯防止会議（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------